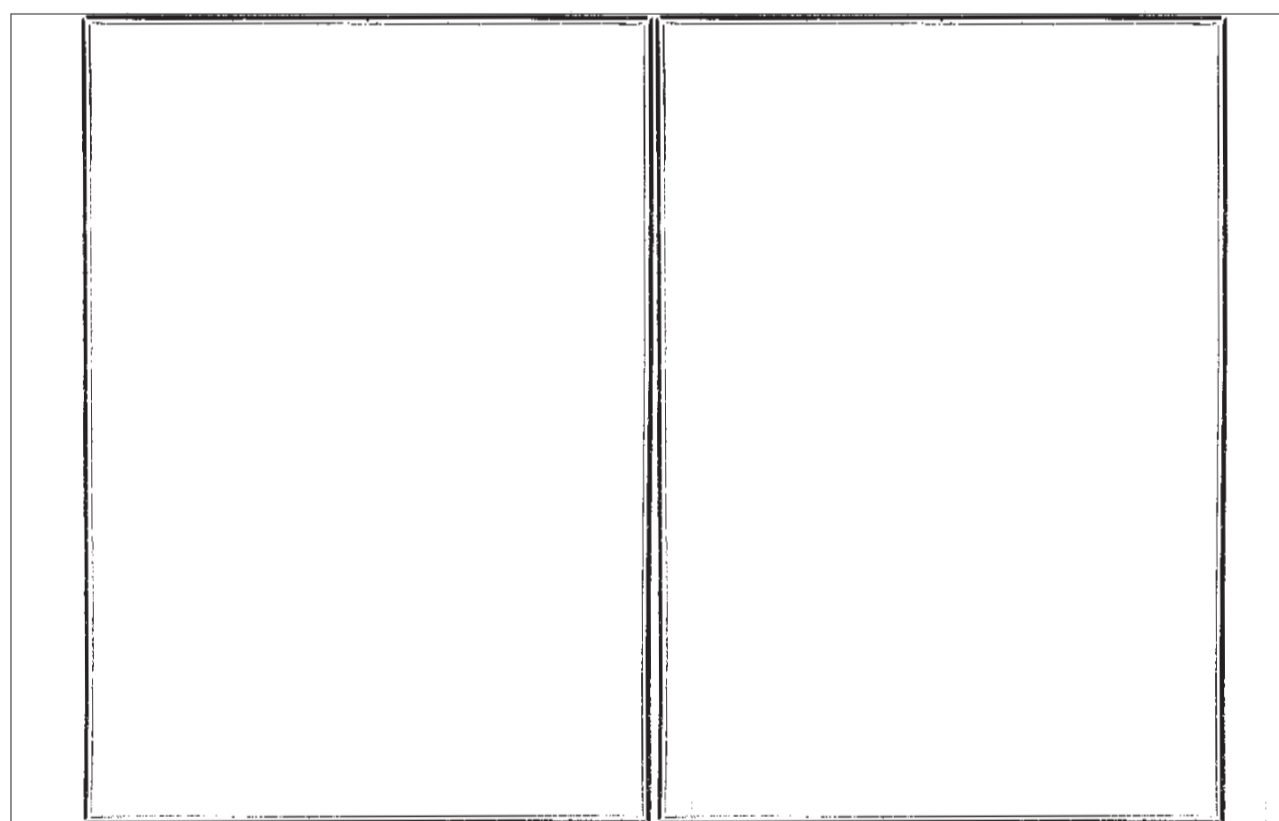
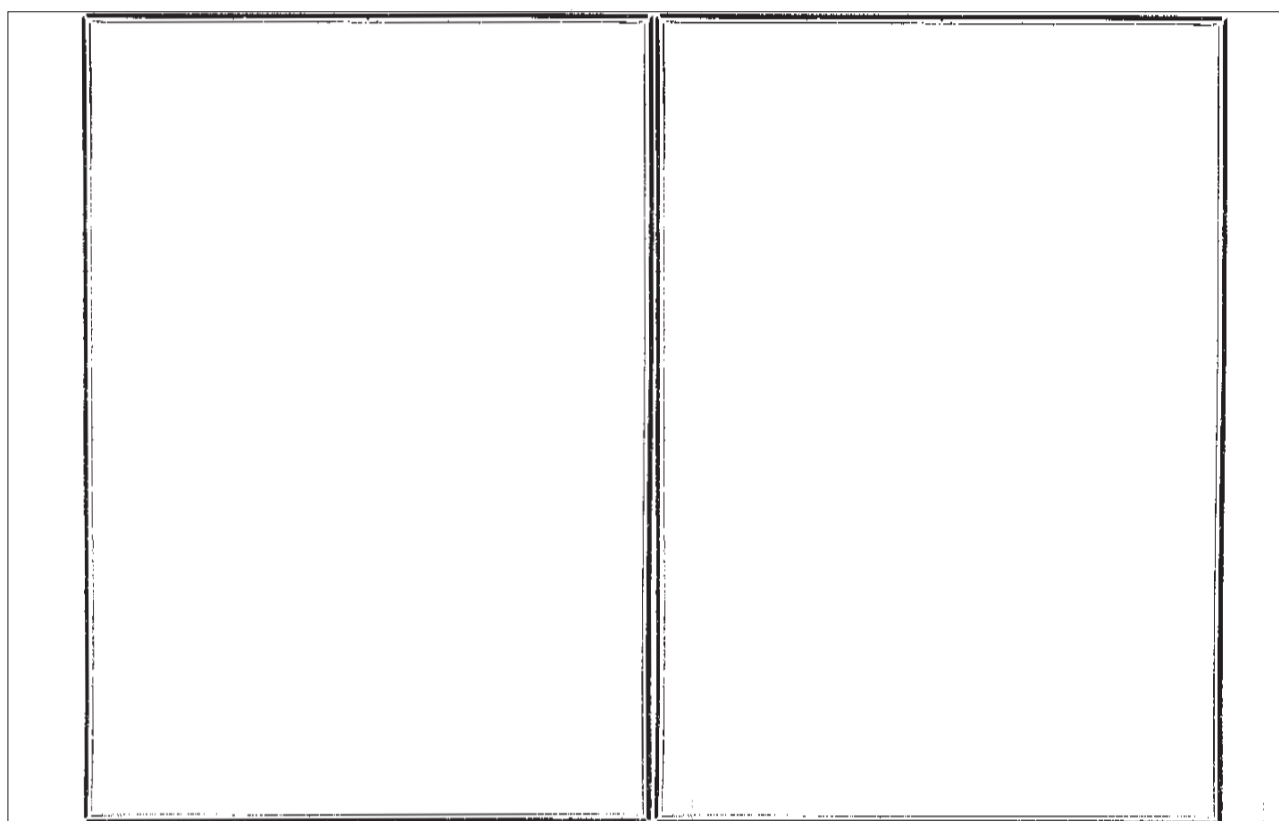


號
外

天津居留民團第八次臨時民會速記錄



天津居留民團第八次臨時民會速記録

第一日 大正十二年十二月十三日於公會堂

○議事日程

- 一、土地買收の件
- 二、電氣供給規程改正案
- 三、不動産買收條例案
- 四、大正十二年度居留民團歳入出追加豫算案

○出席議員 (六十六名)

(午後七時二十三分議長中島盛彦君議長席に着く) (拍手起る)

議長(中島盛彦君) 茲に臨時民會を開くに當りまして、各位の御參集を煩はしました所が、御出席の方が多い爲め、流會の己むなきに到りました、御承知であらうと思ひますが、唯今の民會議員の總數は八百七十名であります、而して此臨時民會を成立せしむるには、其三分の一である即ち二百九十名の議員が御出席にならなければ開會が出来ない、然るに今夕の御出席は日本人の方で五十一名、其内代人九名、支那人の方で十五名、其内代人二名あります、唯今申上げた議員數の三分の一に及ばざること甚だ多數でありますから、乍遺憾今夕は流會となつた次第であります。

申す迄もなく、此臨時民會と云ふものは、緊急且つ重要な議案を附議するか爲めてあります、今夕御出席になつて居ない方々であります、勿論此邊の事に就ては御了解のことであると存じます、然るに御出席の少いことから考へますと多くの方々は、事故あり、病氣或は御差支あるか爲めに御出にならぬことと信じます、場合に依つて例年と異なり、少し時間を早目に開會致しましたが爲めに、或は意外に御來會の方がかつたかも知れませぬ、乍併昨今世間でも傳へられて居る通り、生活改善の宣傳をなされて居りますか、此會議の時間を勵行する許りてなく、公共的の會合には當つて定刻御出席になられるやうに、此會合から卒先して時間に無駄の無いやうに致す爲めに、爰に乍遺憾流會を宣した次第であります、唯今申上げた通り、今夕は開會時間に差支若くは御病氣其他の爲に御出にならぬことと思ひますか、明晩は今夕の結果に鑑みて、當つて御出になることと考へますから、此緊急且つ重要な議案を附議すべき臨時民會を成立せしめて、芽出度此會議を終りたいと思ひます、若し不成立に終りますと、御承知の様に、或は再び臨時民會を召集せられますか、又は領事か自由裁定に依つて此件を取扱はれるか、それは監督官の権限にあることと考へます、吾々居留民會の側から申すと面目次第も無い譯であります、此間の事情に就ては、重々御承知でありますから、何卒明晩は、唯今御出席の方は勿論、御氣付の方で御出席の無い方は御誘合せの上御出を願ひたいと思ひます、明晩は矢張午後七時より開會致し

ますから其御積りて御出掛を願ひます、今晩は是て散會を致します

午後七時廿五分散會

第二日 大正十二年十二月十四日

○議事日程

- 第一 土地買收ノ件
- 第二 電氣供給規程改正案
- 第三 不動産買收條例案
- 第四 大正十二年度居留民團歳入出追加豫算案

○出席議員 (百八名)

(午後七時十八分振鈴)

議長(中島盛彦君) (拍手起る) 一寸御挨拶致します、本日の出席議員は、日本人の方で九十六名であります、其内代人が十九名、支那人の方で十二名であります、其内代人が二名、併せて百八名になつて居ります、昨晩も御挨拶をして置きました、何うしても臨時民會を成立せしむるには定足數の二百九十名より以上の方々が御集りにならなければならぬのであります、従つて今夕も、乍遺憾流會と云ふことに決定致しました、私は昨晩なり今晩なり流會の挨拶許りを行つて居りまして、誠に張合の無い次第でありますけれども、議員諸君にして今少し早目に、且つ多數の方が御集り下さらなければ、此會の目的は達し得ないのであります、

唯今茲に事新しく申上げる迄もなく、豫て御承知のやうに、居留民會に關する法規の不備と申すよりも、寧ろ現状に適合しない点が多々あります爲めに、如何に病氣或は差支の方を見込みましたも、之を満足に成立せしむることは困難なことであります、殊に吾々民會を組織して居ります議員各位の分布状態を觀ますと、現在の八百七十名の議員の中で、凡そ其半數が支那人の議員、其餘の半數が日本人の議員と云ふものは極く少いのであります、是も何等かの御差支があつて御出席にならぬものも考へますが、日本人の立場としては、日本人の議員の出席が少い爲めに、自然支那議員の缺席される方が多いと考へられます、故に民會の中堅となつて、吾々議員の本分を盡すべきものは日本人でなければならぬ、然るに日本人の御出席が少く、今夕の如く成績が甚だ良くないのであります、従つて此會を成立させることが難しいのであります、此邊の事情に就ては皆さん御承知のことと考へますから、此点は御諒承を願ひたいと思ひます、尤も臨時民會の成立は夫程困難ではありませぬけれども、又一面議長の熱誠が足りない爲めに、皆さんの御同情を得て此會を成立せしむること出来ぬのであるかも知れぬ、其責任は私自身に於ても分たなければならぬと云ふことは能く自覺して居ります、此狀況からして、餘す所の明日一日を考へますと、果して之を成立せしむることが出来るや否や願る疑問であります、恐らく此民會は成立せずして、遂に情けない最後

(5)

を告げるものではないかと思はれます、若し斯様なことにもなりますれば、先程行政委員の方からも希望がござりまして、議長としても御同意を申し置きました、折角御出席になつた方々が、三日の流會を續けて、何等致すことが出来ない、と云ふことは遺憾に思ふから、民會と云ふ公式のものでなく、何と申すか、一の懇談會のやうなものを拵へて、さうして此臨時民會に提出されてある議案に就て御互に質問應答して意見の交換を云ふことも、隨に一策であらうと思ふこととありますから、昨晩及び今晩其時間を勵行して、從來例の無い早く開會して來ましたが、明晩は一時延ばして午後八時から始めることに致したいと思ひます、それで成立しなければ懇談會を非公式的に拵へ、此議案に就て御意見のある所は皆様に吐いて頂き、行政委員の方からも答辯することに致したいと思ひます、今夕は甚だ残念であります、是で復た流會と致します。(午後七時七分散會)

第三日 大正十二年十二月十五日於公會堂

○議事日程

第一 土地買収ノ件

第二 電氣供給規程改正案

第三 不動産買収條例案

第四 大正十二年居留民團歳入出追加豫算案

○出席議員 (百廿五名)

(6)

午後八時七分振鈴

○議長(中島盛彦君) (拍手起る) 一言御挨拶致します、今夕の出席議員は日本人の方で百十名、内代人が十八名、支那人の方で十五名、内代人三名、併せて、百廿五名の出席であります、昨夜來私から御挨拶中に申上げて置きましたやうに、今回の民會を成立せしむるには何うしても二百九十名の議員が出席にならなければ、開會することが出来ないのであります、而して今夕で會期の三日を費やして成立しなかつたのであります、皆様としても、又議長としても、尚ほ遺憾に堪へない、況んや吉田監督官并に行政委員の各位に於かれまして、此臨時民會が成立しなかつたことに對しては、嘸かし御不満足な点があるかと推察するのであります、乍併結果が斯の如くなつたと云ふことは、其處に種々なる故障が法規其他に於てありますけれども、是も萬巴むを得ない次第であります、昨晩私から一寸皆様に御傳へして置きましたか、行政委員の方から、若し今夕此民會が不成立に終つたならば、引續き懇談會と云ふものを非公式的に開いて、今回民會に附議する等であつた議案に就て行政委員の各位と民會議員各位との間に、種々説明なり質問の交換をして見たい、行政委員の方から申しても各議案に就て皆様の御希望な御り質問なり、御意見を伺ひ、且又行政委員の方から説明を伺つたならば、相互に大に参考にもなり又裨益する所が多からうと思ひます、何れ白井議長の方から御語りになることはなるが、是も皆様が御賛成であるか否か、強いて御引留をしてやる

(7)

譯でないか、乍併折角御集りを願ふて居りますから、各位の御賛同を得て一通りさう云ふ懇談をして見たいと思ふのであります、之を御語り致しますが、

○白井行政委員會議長 唯今中島議長から御話の如く、不幸にして臨時民會は不成立に終りました、就きましては折角お出の皆様と、此臨時民會に提案された議案に就て御懇談を致したいと思ふ、御賛成して下さいますれば、以儘此會に更めて議長と申すか議長と申しますか、御選を願ひまして、稍々民會に準じた形式に於て、吾々が提案の趣意を説明致しまして皆様の御質問と御意見を伺ひたいと思ひます、此儀に就ての御意見を伺ひたいと思ひます

○森川照太郎君 懇談會を開くことになつたのでありますか

○議長(中島盛彦君) 其御意見を聞いて居るのであります

○森川照太郎君 皆様御賛成のやうに認めますか、如何でありますか

○議長(中島盛彦君) (發言者無し)

○森川照太郎君 懇談會に移りましたなれば、議長に座長を願つて、議場の整理を圖る爲めに、民會議事規則に據るやうにした方が都合が好いたらうと思ひますが、御意見が無ければさう云ふことにしたいと思ひます、

(賛成の聲起る)

(8)

○議長(中島盛彦君) それでは甚だ潜越ながら、今私をして座長にされと云ふこととありますから、其衝に當ることに致します

(拍手起る)

それでは、申進も無いこととありますが、森川議員の御提議になつた如く、民會議事に就つて互に秩序を立て整理をしようと思ふこととありますから、さう云ふことに取計ふことに致します、尙ほ之を採決すべきものでもありませんから、單に私から御質問なり御答辯なりを御取次するだけに止めて置きたいと思ひます、御報告致して置きます

○富成一二君 懇談會に入る前に意見を申し上げたいと思ひますが、

○議長(中島盛彦君) 行政委員の方にですか

○白井行政委員會議長 質問ですか

○富成一二君 さうです、希望です

○議長(中島盛彦君) どうぞ

○富成一二君 民會が出来ましてから十三回、臨時民會が八回ありますが、流會に終つたことは今回が初めてあります、唯今議長長の責任であると申されましたが、決してさうでない、私が考へますには議員一般に無責任であると思ふ、乍併私は茲に行政委員并監督官に御参考迄に申し上げたいと思ふ、私の言葉は語弊があるかも知れませぬが、此點は御免を願ひます、天津に居る土着の人間は無識階級で知

(9)

識階級と云ふは皆専門の學を修めた方が多いのであります、其全体の上に於て申すことは出来ませぬが然るに今日民會に出席して居る日本人九十二名を振り分け見ますと行政委員監督官と云ふ御方は何うしても有識階級に立てなければならぬ、其のお方が二十名、御醫者、學校の先生が五名、新聞記者の方が三名、私の申す有識階級の方が十七名、それから土着の有識階級に屬するものと假定したものが五十一名出席して居る、之から申すと、天津民團の行政には土着の人が熱心である云ふことを御了承願ひたい、有識階級の方は支店長等専門學校を出た立派な方々であります、之を全体の範圍から申すと、吾々土着の人の方か此民團の行政に關して責任を自覺して居るものが多いと云ふことを確信致します、即ち無識階級の方が五十五名になりますから全体の範圍から申して、決して劣らないと云ふことを御記憶願ひたい、もう一つ申上げたいことは、此民團の規則は今から十年前に作られた當時の御考は立派なものであつたと思ひます、今日斯う云ふ風になつたと云ふことは、支那人の委任状云々が問題になつて、最近支那人の委任状を持つて來ることか出來ないと云ふことに關係があると思ふ是迄に此委任状に據つて勝敗を争つたことが二回ある、其一回は通常民會に於て蘇炳輝の檢徽と云ふ案が出て、それを通過した、それが斯う云ふことをすべきものでない云ふことと委任状を集めた、第二回は、前の理事の人が退職せられた時退職手当が事務所費で少し提出されたから、御氣の毒である云ふことを同情する人かあつて、支那人の委任状を使つて勝敗を争つたことかある、私の記憶に依ると二回であるが、其後は行政委員の選舉であります、此行政委員の選舉かあれば流會は無いが、選舉の時に支那人の委任状を使ふことは良くないから使はないこととしやうと云ふことで民會で決議して使はない居りましたが、最近支那人の委任状を使ふ人が出來たから、喧しい制度を排へたのが斯う云ふことになつたので、何とか都合が付けば、斯んな流會になるやうな不名譽を貽すことは無いと遺憾に堪へないのではありません、今後共あらうと思ひますから、民團の法規の改正は數年來の主張でありますから若し之が出來ないものであれば、申合せて規約として支那人の委任状を使用して争はないと云ふことにすれば、流會の虞なく、行政委員も立派な人が出來るから、寧ろ何日迄経つても改正が出來ないものとするれば流會にならぬやうな方法を探つて貰ひたいと思ひます、私は法規の改正の前に、此便法を御採りにならんことを一言希望して置きます

(拍手起る)

○座長(中島盛彦君) 唯今の富成議員の御注意は難有拜聴致しました、今晚懇談會として御質問になるにしても、最早時間の餘裕も無いやうでありますから、簡單に且要領を得て進行して行きたいと思ひます、其お積りて御遠慮なく御質問を願ひたいと思ひます

○日井行政委員會議長 一應説明を致したいと思ひます

(10)

てあります、依て單價の廿二弗は動かないか、買賣坪數の點は行政委員會に一任と云ふ條件附の御承認を得たいと云ふことを提案致しました

其次の「ロ」に書いてございませぬものは「イ」の分の土地建物會社から買取れる金額七十四萬弗とあります、低利資金は百萬弗でありまして、まだ十數萬弗金か餘りました、其金を以て尙ほ買へる土地を買ひたい、と云ふ意味であります、此方に對しては「イ」の如く土地の單價も申上げることか今出來ぬのであります、相談は弗々して居りますか、賣物と買物でありますから、今日斯の如き公開の席上で底値迄申すことは出來ない、茲に何の位の單價で買へると云ふことも申すことが出來ないことは其た残念な譯でございませぬ、併し何う云ふ場所を買うのであるかと云ふことに就ては、此議案に附屬して圖面を差上げてあります、其圖面を御覽の如く、民團は土地建物會社から土地を買取ることが遅れて参りました爲めに、買取つた後に、其土地の經營を致します上に不便の状態になつて居ります、夫は御覽の如く、東亞煙草に寄つた方の真中に他の地主に移つて居る土地があります、一方は民團の煙草場のある土地に圍まれて居る土地がある、其少し上の方にも別の地主の土地が喰込んで居ります、斯う云ふ恰好の土地で經營をされると云ふことは種々の點に於て不便が多いと思はれますので、出來得ればさう云ふ所は買取つて一方針の下に經營をされると云ふことになれば、便利であり且つ經營した土地の價格も増す譯でありますから、斯う云ふ土地を買取りたいと云ふ意味に

(11)

○座長(中島盛彦君) 何うぞ

○日井行政委員會議長(登壇)

懇談會ではあります、話の進行の都合の好いやりに、提案致しました四つの提案を順次に取纏めて行くことにして、私から第一の議案に就て説明申上げたい、第二案電氣供給規程改正案以下三案はそれ／＼提案の理由を別に説明する手配になつて居りますが、質問を順次に御願ひすることにして第一案から申上げたいと思ひます、此は御承知の如く本年三月の通常民會の際に、茲に示されて居りますやうなものを御諮りすへき筈でありましたが、當時種々の都合で其運ひに行かなかつた、實は今回の臨時民會に於てはイとロとの二種に別けてあります、全部確定的のものとして御諮り致したい積りであります、是亦種々の事情で遅れて参りまして、議案の「イ」にございませぬものが御承知であります、天津土地建物會社が賣取つて居られる所の土地の全部のものを、一坪廿二弗と云ふ單價で民團に買取つたいと云ふのであります、只茲に書いてあります三萬二千七百何十坪と云ふものが、判然と買取るか否か判りませぬ、土地の測量も未だ完全に終りませぬ、又土地建物會社が持つて居られる土地の所有權に就て、素より不完全なものかあらうと思ひませぬか、所有權の上に多少の不備かありはせぬかと云ふ點は、目下折角特別委員が調査中でありませぬ、是等の調査が終りませぬ結果、茲に擧げてある數字と同じ數字になりますか、或は多少動くか、それが極らないの

(12)

天津居留民團第八次臨時民會速記

(13)

於て交渉をして居ります、値段は今申す通り、確定もしないに同時に、見込すら申すことは遠慮したいのでありますが、是等の土地は昨年の初に於て、土地建物會社から買取られた土地でありまして、何程で買取つたかと云ふことは、原價が判つて居ります、是より損をさして廉く買取ることは出来なからいこととありますが、それに幾らか色を付けて多少の口實を與へる、金利を與へると云ふことになれば、民團の希望を致取つて呉れることと存じます、無論行政委員會は最高の努力を盡して、多少でも廉く買取ることに勉めるのであります、是は何十何圓と申すことは出来ぬが、之を御任せを願ふと云ふのが此議案の内容であります、第二の方は土地建物會社と民團との間に假契約を締結してあります、是は議案に附けて配布する間がございませぬでしたが、御希望とあれは全部配布しても宜しい、内容は變つたこととございませぬが、今書記から朗讀することに致します、其上御質問を願ひたいと思ひます

○小林書記 唯今の契約書を朗讀致します

(書記朗讀)

土地買假契約書

天津居留民團代表者行政委員會議長白井忠三を甲とし天津土地建物株式會社代表者專務取締役富成一を乙とし左記條項假契約を締結す

第一條 甲は添付圖面に示せる如く天津日本租界福島街の東邊菜街以西舊石山街以南

(14)

住吉街以北及明石街並に須磨街所在乙の所有に係る土地約壹萬貳千七百四拾四坪五勺七才を坪當銀貳拾貳圓の割合を以て買取るものとす

前項土地の内住吉街宮島街角民團ポンプ所所在地壹千六百九拾九坪の埋立費銀九千二百五拾壹圓參拾仙也は買代金中より控除す

第二條 前條の金は正十二年十二月二十一日限り之を支拂ふ但支拂か甲の責に歸すへき事由に因りて右期限を經過したる場合に於てのみ爾後の延滞に對し横濱正金銀行天津支店の右期間に於ける貸出日歩に依り金利を支拂ふものとす

第三條 乙は其賣却地に付權利の完全にして瑕疵なきことを保証するの責に任す

賣却地の全部又は一部が第三者の所有に屬するか又は第三者の權利に依りて制限せらるること發見せられたるときは乙は遲滞なく甲に對し必ず第三者より其權利を取得し移轉するの責に任す萬一乙と第三者との間に協議調はずして甲自ら第三者より其權利を取得したるときは其買收費は乙の負擔とす

前項の場合に於て甲に損害を生ぜしめたるときは乙は之が賠償の責に任すものとす

第四條 前條の義務は會社解散後と雖存續し本假契約書に署名したる取締役連帶して其責に任すべきものとす

第五條 第一條記載の土地坪數は其實測及地券調査の完了を俟ち之を決定し本契約を締結して本假契約書に更ふものとす

(15)

第六條 本假契約は居留民團法規に従ひ其承認を經へき臨時民會に於て承認せられざる時は無効とす

右契約締結の証として本書寫通を作成し當事者各署名捺印の上甲乙各其壹通を保有す

大正十二年十二月八日

天津居留民團代表者

行政委員會議長 川 村 龍 雄

天津土地建物株式會社代表者

專務取締役 富 成 一 二

天津土地建物株式會社

取締役社長 田 村 多 吉

取 締 役 清 水 幸 三 郎

同 亘 新 七

同 兒 島 鷹 鷹

○座長(中島盛彦君)何卒御質問が有りますれば

○大澤大之助君(行政委員の方)に御尋ね致しますが、買收を實行するには正金銀行の預金を引出すと利息が減る譯でありますか、土地を買收して其土地を何うもて經營しやうと云ふ計劃もありませんか、あれは御説明を願ひたいと思ひます

○白井行政委員會議長(御質問の點は本年二月の臨時民會以來の懸案でありまして)

(16)

行政委員會にあつても其利用と云ふことに就ては考へて居りますが、是亦甚だ遺憾ですが、具体的に斯う云ふ方法で經營すると云ふことを御話することは出来なかつたのであります、丁度母國の大震災の爲めに、其話も一時頓挫致しました、併し其の方の話は全然縁が切れた譯ではありません、尙ほ懸案として交渉が繼續されて居ります、若し其方のお話が出来るとすれば、近き將來に於て家屋を建て、經營が進行すると存じます、それ以外に於ては、今實は直ちに此土地の利用と云ふことに就ての案が立つて居りませぬが、大体に於て可成早い期間に於て一と纏めとして經營を進めたいと思ふことを方針として居る次第であります

○清水幸三郎君 唯今の説明は漠然たる説明であります、何等經營の方法が目下無いのに之を買ふ必要か無いと思ひます、民團は或經營者を求めて、之を紹介してプロカ的の仕事をするべきもので無い、民團は此土地を買收せられるに就ては、各調査會に廻して、相當價額を調査して、種々の質問もあつたやうであります、各民團が果して買收するに就ては、他から来る責任の無いものに向つて買收してやると云ふやうなことは行政委員の無責任ではないかと思ふ、民團か之を買收するは如何なる必要があるかと云ふことを充分御説明願ひます

○白井行政委員會議長(何も利用しないものを買ふのでなく、素より將來に於て大に利用されるのであります、只今清水君の御質問の如きは御答する迄もなく、政府

(18)

ありますから、能く此邊に御注意下つて、早く洋錢で買収せられんことを希望して置きます、清水君の説に共鳴は致しません、又繰返す必要は無いと思ひます

○清水幸三郎君 私の質問した説明を願ひます

○白井行政委員會議長 私は大澤さんから御話も出ましたから申上げる必要も無いと思ひます、清水君は低利資金を作りました経過に就て御承知が無いからの御質問であると思ひます、低利資金は斯う云ふことに使ふから御承知したいと云ふことで借りた金で、それは彼の土地を買ふと言つて借りた金であつて、之を返へすには或は貸下り或は日本人に拂下り、買入の目的に背かないことに經營して行くのである、而してそれから這入つて来る金があるから百萬圓はモツと早く返へせると云ふ話も出たか、近年の不況の際に、日本人に拂下り或は貸下りでも天津だけでは處分が出来ない、他から相當有力なる資本家に来て貰つて經營して呉れるのてなければ見込も立たないと云ふことで、其當時から監督官廳も心配して呉れ、努力して呉れて居るのであります、それは此席上で申上げることは出来ないか、出来るだけ早期間に於て資本家を招來するなり、財界が恢復すれば最も早く遣りたいと希望して居りますか、何年先きには出来るかと云ふことは御答は出来ないであります

○清水幸三郎君 能く解りました、然らば民間が買取つて經營者が無き時は、貸下を願つた場合には、民間は何う云ふ方法で御貸下になりますか

(17)

の低利資金を御願したことは、先づ以て土地を買取る爲めに拜借したので、其希望に向つて借入れて居る低利資金に依つて買ふのであります、其利用の方法が行政委員に於て案が立たなくても無責任であるとは思はれませぬ

○清水幸三郎君 低利資金を借りたから仕方なしに買ふのでありますか、幾年の先きになつたならば御方針を御立になるのでありますか、低利資金を使ふ爲めに買ふと云ふことは甚だ其當を得ないと思ひます、私は土地を經營することは策でないと思ふ、低利資金の處分は他にありけしな、何年の後に如何なる方法に依つて經營なさると云ふことを御説明願ひます

○大澤大之助君 今の御説は清水君の説に共鳴し難い、元來低利資金を借りて土地を買ふと云ふことは租界内の土地が支那人に侵略されて困ると云ふことで土地を買ふと云ふことになつて低利資金を要求したので、今それを繰返へして見た所て仕方が無いが、此低利資金を請願に行かれた際に、土地建物會社に交渉なくして、先きに資金の方を交渉されて人の財産を買収せられると云ふことは民間の手落であると思ふ、若し是が成立しなかつたならば不面目であつたと思ふ、今日はそれは申さぬが、二つの希望を茲に述べたい、それは當期の行政委員諸君に於て出来れば結構であるが、出来なければ可成早く此土地を經營して折角民間の持へたもので利子を拂はないやうに、此土地を利用して買収に對する効果を擧げることが御計願ひたい、一つは問題は別になりませんが、目下テールが非常に好い値段で

(20)

せう、可成劃一の方針に全体の土地の經營を任すことが最も良いと思ひます、政府が低利資金を貸して呉れて三万幾らの土地が日本人の手に留保することが出来るのであります、是か無ければ二三年の間に支那人の手に入る、之を民間が買つて置く以上は、居留民の爲めに出来るだけ適當の方法で希望に副ふことが出来るのであります

○收 尙一君 此「ロ」の借入殘金を以て土地及附屬家屋工作物を御買取になると云ふことでありますか、此は何う云ふ土地を御買取になるのでありますか、行政委員會に買収することを御一任することになつて居りますが、十七條を以て見ますと民會の決議を経なければならぬやうにも考へますが

○白井行政委員會議長 土地建物會社の土地は三万何千坪であります、其他に伏見街、宮島街、興津街、奈良街の一帯、に約六千坪餘、若し是か買取ることが出来るれば是等も買取ると予想して居ります、それから唯今の斯の如き茫乎たる提案をするには法規の上から何うかと云ふことであります、法の精神としては避けたいと云ふことに相違ないのであります、民會が行政委員會に御一任下されれば違法でも無いと思ひます、低利資金の百萬圓は十二月中に使つて了はなければ返して了はなければならぬ、是から進めて行つても本中年に買取つて拂出して了ふ事は出来ないかも知れぬが、通過すれば兎も角交渉を進めて行く或は十二月迄には拂出しが出来ないかも知れぬが其時は東亞興業の方へ多少の延期も申込む事が

(19)

○白井行政委員會議長 民間が土地を買取つた希望に副ふ以上は其御希望に應ずるの當然であります、けれども細かな地主に貸して區々になることは避けたいのでありまして、可成一纏にして經營して行ける方法を撰ひたいと思つて居ります、其相談が一面に於て一々成否は疑問であります、進行して居りますので、明日でも貸下を願ふ人かあれば其相談に應ずるか云へば、それは應ずることは出来ない状態でありまして、長い間さうであるかと云ふことは御答に苦む所でありませぬ

○清水幸三郎君 長い間と云ふ、何の位の期間でありますか、懇談會であるから遠慮なく質問致します、全部でなければ貸下ることが出来ないと思ふのであります、それは天津の居留民は永住する土地を買ひ家屋を造ることが出来ないのてあります、段々居留民が増へて、永住の希望の人があつてもそれが出来ないと思ふことになると不便なことになりはしないかと思ふ、殊に吾々は一生此地に居らうと思つて居るが、一區々々は何の位の坪數であるか、又それが何年先きになるのですか

○座長(中島盛彦君) 大体に於て御解りになつて居るやうであります……

○白井行政委員會議長 私は來年の三月迄の事より御答は出来ないが、三月迄は貸下は出来ない、又區域のことでありまして、三萬坪位では一筆と云つても少い位であります、恐らく三萬坪が統一した方法の下に經營せらるることとなるてあります

(21)

出来るそれは話しが具体的に進行して居る時となるからである、此際之を行つて置かないで唯漠然と延期を申込み事は契約條文上出来悪い従つて不面目な次第になるので、假契約に依つて臨時民會を開き、大體の目的が御解りになつたならば値段も全然判らないことでもなく、標準も判つて居るのであるから、吾々行政委員が全力を盡して協定して買取ることにしたいと考へて提案したのであります

○座長(中島盛彦君) 御質問か御意見か無いですか

(異議なしの聲起る)

○座長(中島盛彦君) 大體に於て無いやうであります

(賛成の聲起る)

○永安平吉君 第二案に入る前に、此案はお急ぎになることと思ひますが、其次の二案は通常民會迄延期になることは出来ませぬか

○白井行政委員會議長 實は今日不幸にして臨時民會は不成立に終つた、明後日行政委員會を開いて此四つの案を何うするか云ふことに就て監督官の御臨席を仰いで協議して緊急の必要無いものは通常民會迄延ばすことにしたいと思ひますが、それは順次議案に入つて何故臨時民會に提案したかと云ふことを説明を致し度いと思ひます、先づ第二の電氣供給規程改正案に就て説明致します

○速水行政委員 (登壇) 第二の議案であります電氣供給規程改正案の御説明を申し上げます、御手許に配布致してあります改正案の最後に附けてあります通り、規程

(22)

の修正した所は僅であります、殆ど舊規程を其儘、或は多少の字句の修正をしたに過ぎない、唯組立を現規程は第一章總則、第二章料金、第三章電氣計器とあります、改正案は料金と電氣計器と順序を變へた外、一見判り易いものであります、改正案では料金第二章になつて電氣計器第三章になつて居る、主なる變つた点は多少現行規程に不備の点があるの、但書を加へ、或は多少の文字を加へた、而して料金は大きな聲では言へないか、幾らか廉くしたのであります、メートルの保証金の納入と云ふことは今迄五燈以下の使用者に免除して居つたものを二拾仙取ると云ふことか改正案の主なる点であります、それと順序として第一章から申しますと、第三條の字句が少し變つた、是は電氣使用者の移動の場合届出が無い爲めに、料金の取外れがある、其徴収が困難であると云ふことから、前の使用した人の設備を引継ぎ使用するものは承認検査を受けよと云ふのは料金を徴収する上からの便法に過ぎない、次は第二章の料金が三章になつて、電氣計器が二章になつた、此メートルの保証金を納める、是は現在電燈を使用して居る方から使用料を取ることは従つてない、特權の侵害とも思はれるので、廿三條に於て本規程施行の際に於ける現使用者に對しては當分の内行政委員會の決議に依り之が納付を猶豫することにして取らない積りてあります、此規程の施行される一月一日からの新しい申込者に對して取ると云ふのであります、要するに此保証金の制度を設けたことは、民間で料金の取はくれの無いやうに、取外れた場合に是で料金を取る

(23)

と云ふことと此便法を設けたのであります、第三章の料金は前申す通り、豫ね電燈料を廉くしろと云ふことは輿論でもあり、吾々としても努めて廉くしたいと云ふことで研究したが、事實に於て漏電と申すか、電氣の料金を徴収する額と支拂ふ額の間に差が生じて來た、買つた量と使用者の量との間に差がある、それは例を申すと五月中に一割四分、七月か八分、九月が一割二分、十月一割六分の歩減がある、豫備金として八万円用意して置いたものでは足らぬ、現在係員が何う云ふ点で歩減するのであるか種々の点を試験して居りますが、判然とした原因が判りませぬ、英租界に聞いて見ますと六七歩、多くとも八歩であります、日本租界に於ては六歩から八歩も多いのであります、電燈の利益が出て來れば下け得られるのであります、今回の改正案は甚だ不徹底であります、改正案は五種に別けてあります、電燈料金は最近何處も均一として、一キロ幾らと云ふことに實行して居るやうでありますから、出來得るならばそれに致したいと思ひますが整理が出来る迄、是以上値下をするを豫算の上にならざるやうに致したいと思ひます、此邊に止めたのであります、何れ位廉くなるかと申すと五十キロ迄の人が現在の百キロ迄の人と同じに二十四仙と云ふ均一になる、而して二百五十キロ以上十八仙であつた方が廿仙と二仙高くなる、此點は値上げになる、今何れだけの方が使用するかと云ふと二千五百廿六軒、其内一キロから五十キロ、即ち廿四仙の料金に廉

(24)

くなる軒数は千九百七十軒、メートル二十仙を拂ふ爲めに、四キロ位使ふ所が廉くならない、大體に於て千九百七十軒許りは廉くなる、電氣の需用者から申すと約八割の需用者が此恩典に浴する譯であります

○大澤大之助君 一割八歩の差があると云ふこととありますが、八歩位減るのは普通であるが、歩減の外に何かあるのですか

○座長(中島盛彦君) 是は從來行政委員會に於て決定してあつたものを茲に明かに列記した譯であります、次は十八條のメートル使用料であります、從來十アンペア一弗、五アンペア五十仙であつたが、此メートル料に於て何う云ふ違ひがあるかと申すと、從來五十仙のメートル料を拂つた戸数は千五百軒一弗のメートル料を拂つたものは百二十一軒、無料のものは四百軒許りあつたが、所か此規程の改正に依りまして千五百軒許りの五十仙を納めて居つたものが百五十八軒になつて、あとの千三百四十二軒は二十仙を納めて居ります、其代り四百軒許りのメートル料を要しなかつたものが二十仙を拂ふ、即ち五十仙を拂つて居つた千五百軒が百五十八軒に減つて、メートル料に於ても廉くなるのであります、租界局に於て是だけの料金の改正をして幾ら減るかと申すと、メートル於て三千圓許り減し、料金に於て一萬圓許り減るのであります、此程度の値下に過ぎないのであります、尙ほ吾々として徹底的に他の租界より廉くするやうに歩減など調査して、尙より以上に下げることを考へて居るのであります、種々御質問あれば御答致します

○速水行政委員 それは計算書に現はれるのはそれ以上になります
 ○大澤大之助君 先送つてからも研究された方もあつたこと云ふことでありませぬか泥棒をして居る方もあると思ひますか、技術上の缺點があつて、地下線其他で漏電するものもあると思ひますか、さう云ふ處を御調へにならないで料金の値下げを購置することは如何ですか、料金に於ては一萬圓許りより減らないこと云ふことであるか數字に現はれて居る所に依ると、それは氣まぐれの値下で、其實際は下つて居らぬやうに思ふ、斯う云ふ不徹底の値下は不賛成であります、社會政策として現在より二割下けることは、既に試験時代も過ぎて利益のあることか判然として居る今日に於て、電燈の値下のみを以て一時を糊塗すること云ふやうな議案には不賛成であります、一割五歩も減ること云ふやうなことは、今少しく調査して御引下けあらんことを希望致します、も一つ御伺致したいのは中屋技師の意見としてはメートル料金全廢にしようこと云ふことであつたか、従來は其處迄行かない点もあるから、五燈以上は五十仙取るやうにしたならば如何か云ふ意見であつたか、其人の意見を墨守する必要も無いが、將來のものに漸たに取ることは不徹底である、メートル料は全廢せられんことを希望する、大体に於てメートル料を取ることは買収した代金の利子を拂はなければならぬからであつて、メートル料を貸すから取ると云ふ意味でないのではありません、尙此上に相當の料金を取ることは宜しく無い、是は全廢されんことを希望すると同時に今少し思切つた値下をされんことを希望致します

○座長(中島盛彦君) 御異議ありませんか
 ○富成一二君 私は今年の民會には旅行中であつたので、議事録もまだ御配布にならぬが、餘程高くなつて居ります、此問題は吾々として下つて貰つても可い下つて貰はなくても可いこと云ふやうなもので無いと思ふ、此電燈の料金であります、下に軽く、上に重くと云ふことに今度の行政委員會が奮發されたやうであります、是は速水さんの御説明にもありましたが、一番下が廿九仙か廿四仙になつたが、メートル料を廿仙取る、此計算が是も電氣を餘計使ふから下ける、私共は人の寝て居る間に働いて居るのであります、さう云ふ人は重くなつて居る譯であります、さう云ふ点から考へると電燈料を下けた譯にならぬ、唯計算が面倒なことになつて、事務員も澤山置くと云ふことになる、非常に御面倒であると思ひますが、十八仙均一にする云ふことは最も公平であると思ふ、是は恐らく私共が負けて貰つても負けて貰はなくても宜いか、本年三月には少し改正せられた案を提出されんことを希望致します、メートル料は一方に於て五十弗しか取らないが、日本租界は八十弗になつて居る、それが何うしても出来ないこと云ふことになれば從來の通り最下級の人には之を取らないことを希望して、更に三月の通常民會に於て今少し研究された提案をされんことを希望致します
 ○櫻井直治君 一寸伺ひますが、第八條に「特別ノ事情アルトキハ民團ノ承認ヲ經タ

ル計器ニ限リ使用者所有ノモノヲ設置セシムルコトヲ得」とあるが、特別の事情と云ふことは如何云ふことでありませぬか
 ○速水行政委員 是は民團に持合せないやうなメートルを意味したものであります、使用者が特別のメートルを要する場合のことです
 ○清水三郎君 唯今迄の各議員の説もありましたが、先刻行政委員の方からの説明に依ると電氣の漏電が一割六歩あると云ふ話であります、此漏電を能く調査して今日の工事を改良されて五歩なり八歩位の漏電になれば料金を更に一割なり五歩なり値下げすることが出来ると思ふ、何うか一日も早く漏電を防ぐことを希望して置きます、其他は前議員の申上げた通りでありますから申しませぬ
 ○座長(中島盛彦君) 他に御質問ありませんか
 ○兒島繁盛君 街燈のことに就て意見を申上げたのであります、今度旭街に立派な街燈の柱を立てられたことありますが、元來交通頻繁な所には餘り柱を多く立てると云ふことは工合が能くないので寧ろ柱の数を減すことが好いと思ふ、電燈の柱、電柱の柱、電車の柱、其上に尙ほ個人の店舖の前に四本も五本も鐵の柱を立ててあります、其上に街燈の柱が立つのであります、非常に数が多い、此街燈など云ふものは人道の幅が一丈も一丈五尺もあつて、それに立てると立派に觀へるが、旭街の如き所は電柱の立つて居る所に立てると云ふことは頗る面白くないと思ひます、若し必要があるならば人道の外側の方に建てたいと思ふ、それ

から街燈が必要であるならば、現に立つて居る鐵の電柱の上に電氣を點ければ經費も節約されて結構であると思ふ、交渉の結果出来ることなれば電車公司が電線を鈎る爲めに電柱を兩側に立てゝあるが、あれを其真中に立てゝ、人道兩側にある複雑な電柱を取除けたい、尙街燈を此電柱の上に付けることも一の便法で無いと思ふ、今彼の汚い人道の上に街燈を付けても引立たない、却つて外見が悪い折角行政委員の方か思付いてやつて居られることを批評することは甚だ厚々間敷い譯でありますけれども丁度帽子を被つて花管をさしたやうになつて居ります、見悪いから申すのであります、折角工事が進んで居るやうでありますけれども今の内に取除けて後日必要迄保存して置く方が宜からうと思ひます
 ○永安平吉君 第三條に保証金は「之カ納付ヲ猶豫スルコトヲ得」とある、此當分と云ふことは二三日も當分であり、二三年も當分であると思ひますか
 ○速水行政委員 相當永い當分でありませぬか
 ○永安平吉君 今後電氣計器を据付けるには保証金を納めなければならぬとあるか、何日からですか
 ○速水行政委員 此規則を行ふた以上は納めなければならぬのです
 ○永安平吉君 先刻も話があつたか、今日電燈料を納めるにも困難な人があるに初から保証金を取ることが如何なものですか
 ○速水行政委員 さう云ふ御意見の方もあり議論もしたのであります、最初保証金

(29)

を納めて置ける租界局として迷惑をしないことになる

○永安平吉君 電燈料金が最初高つた爲めに不服を言つて納めない云ふやうな話も聞いて居りますが

○速水行政委員 さう云ふ方もあつたやうてありますが、話をした結果全部了解を得ました

○富成一二君 今の御話の街燈は行政委員会に於ては之を取除ける御積りてあります

○速水行政委員 それは電燈の設備に關することてあります

○富成一二君 今兒島さんの言はれる如く日本租界の人道には一層邪魔になる、行政委員の方には、自動車に乗られる方が三人、人力車に乗られる方が五人、て御判りにならないか知らぬが、實際邪魔になる、モツと立派なものが出来る筈であります、二十年前に英租界にあんなものがあつたが、今日は取除けて了つてある、特にあつたものを拵へるには一度御検分を願ひたいと思ひます

○座長(中島盛彦君) 大体に於て御質問も無いやうてありますが、次の議案に移ります、御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)

○川村行政委員 第三の議案不動産買収條例案の説明を致します、當民間に道路敷地買収條例と云ふものがありますが、文字の示す通り、道路敷地に限つて居ります、

(30)

道路以外の利益となるべき土地其他の物を要する時買収することが出来ないのて、益にモツと廣い目的の爲めに、例へば護岸を造る、埠頭を作る、橋梁下水其他種々の事業がありますが、其事業の爲めに必要なる不動産を此條例に依つて買収しやうと云ふてあります、第一條は此買収條例の總則のやうなものであります、第二項は是は不動産即ち土地の上に家屋の如き物件がある、土地は買ふが家屋は買はない、又土地は買つても家屋は買ひ度くないと云ふ場合に、移轉料を出して移轉して貰ふと云ふことの條項を設けたのであります、第二條は所有權以外の權利を買収する、使用權小作權のやうなものを買収する、三條以下は手續の規定になつて居ります、三條は領事官に對する申請の規定、四條は告示の規定、五條は代金支拂に關する規定、第六條は所有者と買収の協議をする規定であります、二項は協議が調ひませぬ場合に之を裁決を申請する、七條は買収又は使用せらるゝ時不動産を引渡す義務の規程、八條は移轉義務の規定、それから第九條は其義務あるにも拘らず、其義務に違はない場合に之を領事官に申請すると云ふ規定であります、規定其ものは複雑なものではありません、御質問あれば御答致します

○富成一二君 是は何うてせう、通常民會にかけられては好くないかと思ひますが、何か今日之を提案になる理由がありますか

○川村行政委員 去年の通常民會に掛けた埠頭築造か明年の民會前に着手する必要のあつた場合に據りたいと思ひます

(31)

○富成一二君 今日必要なものは道路たけで、若し運河とか瓦斯會社でも出来れば兎も角、それ迄は必要が無いが

○川村行政委員 現在の所では護岸と埠頭たけであります

○富成一二君 埠頭の工事は來年御遣りになるのですか

○川村行政委員 出来れば遣ります

○富成一二君 斯う云ふ買収條例が幾らも出来ませんが、此は道路收用法を參酌されたやうに思ひますが、運河か電氣瓦斯會社が出来れば兎も角、勝手に規則を拵へて買ふてあるが、少し間違つて居りはないかと思ふ、私は淺學で何も解らないが、買ふ人が規則を拵へて之を應用しやうと云ふ様に思はれます、相當御研究の結果と思ひますが、今迄は種々の規則が出来て、知らずにハイと云つて居りますが、民間を相手取つて訴訟をして敗けた所て馬鹿らしいと思へるからであるが、今迄の道路買収條例でやれるものではないかと思ふ、相當御交渉になつたものと考へますか、私は最近調へた所に依ると彼所の道路を買収したならば宜からうと云ふ位のものであります、大正十二年に館令か出て、擴めたものを復た狹めると云ふことて、何も解らない支那人でも、日本の通知書が來て、それには道路敷地買収條例の簡條に適當すると云ふたけで解らない、日本租界の館令と云ふものか出たり引込んだりして居ると云ふことになると洵に不安心になる、更に斯う云ふ規則が出るに非常な是等の点に就て不安心であるやうてあります、之をモ少し研究されて領事館令で出されては如何、出来るなれば通常民會迄延ばされて、モ一度練つて頂くことか良くはないか考へます、モ一つ萬國橋の出来るのは明年六月のことと思ひますか、それ迄土地を買収しなければならぬのであるか、二三ヶ月の研究は何うかと思ひます、來年に延ばすことに皆様に御賛成願ひます

○川村行政委員 唯今富成さんから此條例は民間が自分で拵へて自分で押付けるもので面白く無いから、館令で出すべきものではないかと云ふ御話がありましたか、此は館令で出して頂くことか出来れば好いのであります、乍併領事館から外務省の意圖を聞いた所では、矢張り民間か出すのか好いと云ふことてありましたので、民間か此條例を拵へることになつたのであります、それからモ一つは日本には不動産の收用法と云ふものがあるからそれを適用すれば可いと云ふ御話であります、それを直く適用することは困難で、矢張り斯う云ふやうな條例を拵へて、それに據つて遣らないと難しいのであります

○清水幸三郎君 唯今川村委員の御話もありませんが、此問題は定數にも達して居りませぬから來年の通常民會に出して貰ひたい

○座長(中島盛彦君) 今日懇談會でありますから

○大澤太之助君 行政委員の方に御相談致しますが通常民會迄延ばしては何うてですか

○森川照太郎君 富成君の御話もあつたが(此處聴取せず)法規にした所で不都合の点を見出したならば改めることは仕方ないと思へますから、先刻擧げられたやうな

(32)

○富成一二君 今日必要なものは道路たけで、若し運河とか瓦斯會社でも出来れば兎も角、それ迄は必要が無いが

○川村行政委員 現在の所では護岸と埠頭たけであります

○富成一二君 埠頭の工事は來年御遣りになるのですか

○川村行政委員 出来れば遣ります

○富成一二君 斯う云ふ買収條例が幾らも出来ませんが、此は道路收用法を參酌されたやうに思ひますが、運河か電氣瓦斯會社が出来れば兎も角、勝手に規則を拵へて買ふてあるが、少し間違つて居りはないかと思ふ、私は淺學で何も解らないが、買ふ人が規則を拵へて之を應用しやうと云ふ様に思はれます、相當御研究の結果と思ひますが、今迄は種々の規則が出来て、知らずにハイと云つて居りますが、民間を相手取つて訴訟をして敗けた所て馬鹿らしいと思へるからであるが、今迄の道路買収條例でやれるものではないかと思ふ、相當御交渉になつたものと考へますか、私は最近調へた所に依ると彼所の道路を買収したならば宜からうと云ふ位のものであります、大正十二年に館令か出て、擴めたものを復た狹めると云ふことて、何も解らない支那人でも、日本の通知書が來て、それには道路敷地買収條例の簡條に適當すると云ふたけで解らない、日本租界の館令と云ふものか出たり引込んだりして居ると云ふことになると洵に不安心になる、更に斯う云ふ規則が出るに非常な是等の点に就て不安心であるやうてあります、之をモ少し研究されて領事館令で出されては如何、出来るなれば通常民會迄延ばされて、モ一度練つて頂くことか良くはないか考へます、モ一つ萬國橋の出来るのは明年六月のことと思ひますか、それ迄土地を買収しなければならぬのであるか、二三ヶ月の研究は何うかと思ひます、來年に延ばすことに皆様に御賛成願ひます

○川村行政委員 唯今富成さんから此條例は民間が自分で拵へて自分で押付けるもので面白く無いから、館令で出すべきものではないかと云ふ御話がありましたか、此は館令で出して頂くことか出来れば好いのであります、乍併領事館から外務省の意圖を聞いた所では、矢張り民間か出すのか好いと云ふことてありましたので、民間か此條例を拵へることになつたのであります、それからモ一つは日本には不動産の收用法と云ふものがあるからそれを適用すれば可いと云ふ御話であります、それを直く適用することは困難で、矢張り斯う云ふやうな條例を拵へて、それに據つて遣らないと難しいのであります

○清水幸三郎君 唯今川村委員の御話もありませんが、此問題は定數にも達して居りませぬから來年の通常民會に出して貰ひたい

○座長(中島盛彦君) 今日懇談會でありますから

○大澤太之助君 行政委員の方に御相談致しますが通常民會迄延ばしては何うてですか

○森川照太郎君 富成君の御話もあつたが(此處聴取せず)法規にした所で不都合の点を見出したならば改めることは仕方ないと思へますから、先刻擧げられたやうな

(34)

(33)

例を以て此條例に輕率な評を下すことは何うか、此は臨時民會に掛けるには、行政委員が緊急重要なものとして相當の理由があらうと思ふ、來年の埠頭工事が次の民會迄に決定された場合には道路の買収其他の問題もある、さうして日本の土地收用法の適用出來ない以上は之を作る必要があると思ふから原案の通りに致したいと思ひます

○永安平吉君 懇談會は懇談會であるが、議論も多いうやうでありますから、御熱心の方許りであるし、此席に於て通常民會迄延ばすか否かを決定しては

○座長(中島盛彦君) それは懇談會であるから決定することは出來ませぬ

○永安平吉君 それでは通常民會迄延ばすことは出來ないのですか

○吉田總領事 私は監督官で話するのはありませぬが、一寸申し上げます、領事館令の朝令暮改と云ふ説もありましたが、恐縮千萬であります、實は此土地買収の規則は出したいくないので館令たけて進行したいと思つて居ります、けれども己むを得ず此規則を出さなければならぬ、此不動産買収條例と建築條例と、此二の規則を出さなければならぬやうになつた、土地問題に就ては富成君と話の結果種々話の出來ない状態が起つて來る、私は今日迄領事として來たのであります、己むを得ず此二の規則を出さなければならぬことになつたことは遺憾に思ふ、道路の規則の如きは別として、領事官としては土地收用法として館令として出さなければならぬと考へて、外務省に申請したのであるが、從來斯う云ふ規則がある

のであるから、それに準してやつた方が良くはないか云ふこと之を民會に出さなければならぬことになつたのであります、領事館の館令の朝令暮改は氣の毒であるが、幸ひにも日本租界が發達しなくとも、他の租界が發達しつゝあるのであります、故に館令も周圍の事情に依つて改正して行かなければならぬのであります、領事館として朝令暮改になることは遺憾であります、周圍の事情に依ることありますから、此邊を御了解願ひたいと思ひます、是は矢張租界に關係することありますから、今晩の懇談會に於て諸君の御了解を得る次第であります

○日井行政委員會議長 永安君其他の方の御質問もありますが、臨時民會に提案したことは、法規の命する所に依つて領事館に専決處分を申請することは明後日行政委員會を開いて監督官の列席を仰いで決定しようと思ひます、此席で何うするかと云ふ行政委員の意見を纏めることは出來ませぬ、先刻來の御希望なども、第一案の如き、土木事業の如き、質問も多いが、第二第三の如き討論的に御話致しますと時間が経つと云ふこと、一々反駁的に申すことは控へて居りますので、全部議した後に於て行政委員が持つて居ります意見も申上りたい、一應第四案迄進めて頂きたい

○富成一二君 今總領事の御話を承つて解りましたから、先きの言は取消します、又森川君の言に對して申して置きますか、彼は私一人の爲に出來た道ではない、又外國の例を御取りになりましたか、(此處聴取れず)電燈を持つて來た爲めに彼の

(36)

(35)

道路が必要となつたのであります

○座長(中島盛彦君) 他に御質問か御意見ありませぬか

(發言者なし)

無いやうでありますから次に移ります

○黒澤行政委員(登壇) 私は追加豫算の説明の前に租界の土木工事に就て聲明致します、御承知の通り民團の道路には一昨年來非常に詰つた工事をして居る、殊に今年度の如き一層甚かつた、要するに當事者の注意を缺いたことにもよりますが、是も土木工事の骨子となるべき石材其他のものか期間内に整はなかつた爲めに運れたので、今一つは、今年度に於て工事の隣接地其他の居住者から此際是非上下水道路の設備を願ひたいと云ふ請願から、更に民團は必要止むを得ない方面の工事を施すことになつた、即ち本年度に豫定された工事以外に施す結果になつた、又本年は雨降か永かつた爲めに福島街の一部分の如き、殊に豪雨が出て來ました爲めに氾濫して居住者か頗る迷惑したことは行政委員共恐縮して居る次第であります、故に民會が成立して諸君より如何に論難されても是に答辯する勇氣は無いのであります、一面御了解を得たいのは、今日全委員は如何に土木工事に努力して居るか、或は請負入札材料受取のこと、工事現場の巡視、竣工の件に就て土木委員會を開き、充分研究し殆ど吏員同様に奉仕して居ると云ふことを申上げて置きたいのであります、今回土木費の追加豫算として表に示された七万一千六百五

十八弗を數字に現はした、其内譯は次の豫算表に載せてある通りであります、蔵出の方から行きます、第二款土木費、一道路改修費、是は本年通常民會に於て道路改修費として三万一千餘圓を計上し、改修する箇所は明石街淡路街外八ヶ所と協賛したのであります、遇々石材が運れた爲め秋山街のみを施して他は延期した其後道路の破損が頻々でありますから、行政委員會に於て研究の結果、從來の工事方法を變更した、従つて費用を増加することありますから、道型を作る淡路街其他は延期して明石街春日街の二つを部分的に固めて行く方が策の得たものとして變更した、其變更した築造法は、第一路面を掘下け、其處に灰土で固めた上に煉瓦を並べ更に八寸許碎石を置いて固めることにした、今迄の築造法と異ふのは灰土を置くこと、煉瓦を置くこと、碎石を多く使ふことが變つたのであります、其外に明石街春日街に人道を設けるやうにして其側に雨水溝を設けるやうな爲めに茲に表した六千三百三十弗を要することになつた、其次は下水暗渠築造費であります、前年度築造した所の桃山街の一部とか興津街の下水暗渠の下流にある幹線等が低ひ爲めに毎年夏期に於ける雨水の排水が完全でない、今年度の如く雨水が氾濫した場合に容易に市街の減水を見ることが出來ない、故に平均之を一尺宛高くして充分水を吐かせる装置を一面蓋にはモルタルを流込んで雨水の洩れないやうにするモノ一つは今年拵へる所の下水の幹線の福島街の方八十九間、福島街五十何間、

(37)

それから住吉街の下水暗渠が低い底樋になつて居るから他の暗渠と同一に二尺高
くする、宮島街の暗渠の築造にはモ少しコンクリートを充分に撒く、土質の如何
に依りては杭を増す、蓋の厚さも厚くし、鐵筋の量も現今のものより増す、さう
して水門を二箇所にする、それから松島街と住吉街は今申す通りコンクリートの
厚さを充分にし底を上げ、蓋を厚くし下流は絶えず運河に直接吐かす様な方法を
取る、是等の費用と、モ一つは當時度々批難された宮島街松島街の一部破損であ
ります、無論暗渠は完全であるが、下流の爲め底敷が低くかつた爲め水壓の加減
であるか、鐵筋が少かつたのであるか、之を此際底敷を高くすると同時に、昨年
の工事の全部を取換へて了ふ、以上の爲めには是だけの費用を要するのではあり
ます、其次は撤水自動車購入費は、是は數年來行政委員に於て屢々研究して居つたが
財政の都合で購入する機会が無つた、今日租界の撤水すべき道路の延長は七千七
百五十五間であり、之を假りに一日平均して四回撤くものとすれば十四里十
三町になる、斯の如き長距離の區域を撤水するには現在のやうな車輛の數では出
来ないのであります、而して此に要する費用は五千弗を拂つて居ります、此後年
々撤水區域が擴つて租界全体の撤水をするやうになれば現在の方法では費用が倍
額に上る許りてなく、馬車では完全に出来ないのであります、此意味に於て本年
度に於て購入して現在の馬車を將來は廢したいと云ふ考であります、尤も此自動
車一台を購入するに就ては一ヶ月何れだけの費用か要するかと云ふとガソリン

(38)

と運轉手給料共約二千二百十五弗要る、今申す馬車に現在拂つて居るものが四千
五百八十弗であります、當分一台だけにして、馬車の約六分位補助として使ふ積
りて、四千五百幾らの六分は二千七百四十八弗でありますから、馬車と自動車と
四千九百六十五弗になる、若し二台を以て租界全体を撤水することになれば一年
に四千四百十五弗、馬車にすれば一萬近くの費用になる、是等の數に依つて是非
一台を買ひ度いと云ふことと計上したのであります、此追加豫算は是非今回の臨
時民會に掛けて協賛を経て、今から準備をして道路暗渠の如く來年の解水早々着
手して雨期迄に完成したい、自動車も夏期迄に取寄せて充分に撤水しやうと云ふ
ことと此案を提出したのであります、技術上のごときは私の説明で解らない方もあ
るか知れぬか、それは技術者から説明致します

- 牧 尙一君 第一款の前年度繰越金は
- 黒澤行政委員 唯今説明致します、是には歳入か要るので自然其歳入を見出さなけ
ればならぬので之を出したのであります、繰越金は前年度に於て土木費として協
賛を得た所の額にして
- 牧 尙一君 それでは前年度に繰越金があつたのですか
- 黒澤行政委員 十一年度には十一萬幾らあつたか、六月決算して九萬幾らあるのて
から繰越すことになりました

(39)

あります
○牧 尙一君 十一年度に仕事をして了ふべきものが残つたのであります、餘り残
方が多いと思ふのであります、昨年度に是だけ要らないと見た、六月決算した度歳
入の各費目から九萬五千幾らの残額があつた、總收入の残額が出来た譯でありま
す
○牧 尙一君 撤水自動車のことは結構であります、其外に必要なものはありはし
ないかと思ふ、ローラーの掛方がモツと必要でないかと思ひます、此頃小學校の裏
にローラーの殘骸を置いてあります、彼も彼は十八九年前に買つたもので、あ
とは十噸十五噸の二つしか無い、随分道路數も多くなつて居りますが、完全な道
路も無いのであります、ローラーの二台三台では何うかと思ふ、本年の工事の如
きローラーがあればモツと立派に出来ると思ふことも聞いて居ります、撤水自
動車よりローラーの方に金を出さなければいけません、先刻黒澤委員から説明する通り
道路の構造方法を此豫算から從來の方法と一變した、毎年此石材が得られない、
乃て道路の面積は從來と同じやうに改修して使ふ石の數を減らすと云ふことにして
煉瓦を使ふ、従つて、從來よりローラーを使ふ數も減るから從來其爲めの工事の
遅延も匡はれる民團の財政から云ふと、是迄の様な工事をすると何うも早く壞れ

(40)

る、斯う云ふ道を作るより長く保てる方が好いと云ふことと方法を變へた結果ロ
ーラーが餘計要らない、一面撤水の方は夏期不十分な時は道路の破壊を早くする
一度撤いて速つて來る時分に、乾いて居ると輕石の状態になつて居る、明年は海
光寺の池の水を使ふことに交渉して居りますが、さうすれば自動車で能率を挙げ
る上に非常に好い、唯之を臨時民會に提案致しましたのは、來年の通常民會に提案
したのでは秋の頃でなければ自動車か來ないので、出來得れば此の臨時民會に協
賛を得て、夏の間合ふやうにしたいと云ふのであります、尙來年豫算通常民會の
豫算の都合によりモ一台位買ふかも知れぬのであります

- 牧 尙一君 能く解りました、唯ローラーを是より先に買ふ必要が無いかと云ふ
ことを申すのであります、此臨時民會は毎年ある譯では無いが、前以て御準備下
さることは結構なことであります、唯今のところはローラーに就て申したのでありま
すから左様御承知を願ひます
- 座長(中島盛彦君) 大体御解りのやうであります、
- 清水幸三郎君 自動車を御買ひになる時に買取りの無いやうに御注意願ひたいと思
ひます
- 永安平吉君 私には更に第二案に就て質問があります、時間か無いと思ひますから
懇談を打ち切ります、若し通常民會迄延ばすことが出来れば延して其節御協賛あら
んことを希望致します

(41)

○座長(中島盛彦君) それでは第四の議案も御了解を得ました、それで全部一通りの意見の交換も済んだ譯でありますから懇談會を閉ちたいと思ひます
(異議なしの聲起る)

それでは是で打切ります

○日井行政委員會議長 懇談會を閉ちるに際しまして一言申上げたいと思ひます、今日の臨時民會が定數に達せぬ爲めに不成立に終りましたことは行政委員は遺憾に存します、併し御熱心なる諸君の御諒解を得、提出議案の性質に就て一通り御説明申す機會を得たことを感謝致します、充分に意見を闘はして決了を告げることが出来ないのは残念であります、先刻來の諸君の御意見に就ては、行政委員會は考慮して、之を如何に處置するかと云ふことに慎重に考慮致します、諸君もそれを諒として頂きたいのであります、斯の如き御熱心なる諸君のあるに拘らず成立を得ず法規の示す決議を得ることの出来ないと思ふことは今後充分共に考へて見たいと思ひます散會に際して監督官廳并に諸君に對して御禮を申上げて置きます

○座長(中島盛彦君) それでは日井行政委員會議長から御挨拶ありましたか幸にして熱心なる各位の御出席なるにも拘らず臨時民會は不成立に終りましたか 懇談會

(42)

に於て質問應答して、充分ではありませぬが、意見の交換が出来て散會することを得ますことは私として幸慶に存します、晩くまで誠に難有存しますが是で散會致します

午後十一時六分散會

